

図書館情報学専門職教育プログラムのための ガイドライン

国際図書館連盟 (IFLA) 教育研修分科会

訳：日本図書館協会国際交流事業委員会

このガイドラインは、2012年夏の国際図書館連盟 (IFLA) 専門委員会 (Professional Committee) の会議で承認を得たものである。

目次

要旨

はじめに

目的

ガイドライン

- G1. 大きな枠組み
- G2. カリキュラムの要素
- G3. カリキュラム
- G4. 教職員
- G5. 学生
- G6. 支援
- G7. 教育資源と施設

参照

要旨

このガイドラインは、2000年に行われた前回の大幅な改訂に代わるものであり、21世紀に入ってからの図書館情報サービスの発展を反映させ、ライブラリー・スクールのカリキュラムに取り入れている。ガイドラインでは、図書館情報学教育プログラムにとって不可欠な目標の枠組みを設定した。すなわち、図書館情報学教育プログラ

ムに含めることが求められる有益なコア・カリキュラムの要件、教育プログラムに関わる教員、職員、学生にとって必要な事柄、そして、情報資源その他の資源によって教育プログラムを十分に支える必要性である。

はじめに

図書館情報学教育プログラムには、長く輝かしい歴史がある。過去の教育プログラムでは、図書館という建物の中における図書その他の資料のコレクション形成が中心に据えられ、図書館には、それらの資料の選択・収集・組織化・検索・貸出を学んだ職員が配置されてきた。今日の図書館情報学教育プログラムは、物理的なコレクションや建物の枠を超えてインターネットという仮想空間に広がっている。今日では公共部門・民間部門・第三セクターを問わず、さまざまな状況下における利用者への情報提供に力点が置かれているが、そこでの利用者とは必ずしも、図書館の建物や図書館環境に入ることができるとは限らず、あるいは入る意思をもつとも限らない。アーカイブズ・博物館・記録管理部門のパートナーとの協力がますます顕著になっており、共通の課題認識を教育プログラムに含めることが適切である。教育プログラムは、[学部・]実務レベル、大学院・専門レベル、研究・博士レベルで提供されている。ここに示されるガイドラインは、主に大学院と学部

レベルを対象とし、どちらも専門的な資格に繋がるものである。

前回2000年に大幅にガイドラインを改訂して以来、図書館専門職は多くの課題に直面してきた。なかでも無視できないのは、インターネットや他のデジタル技術とともに生じた課題であり、そのすべてがわれわれの日常生活の多くにまで持ち込まれている。それとともに、一部のライブラリー・スクールではi-Schoolの考え方が採用されるようになったが、これは、同じ国の中で同種のスクールが行っている、伝統的ではあるが未だ有効な図書館情報学教育のやり方と競合するようになってきている。また、図書館情報学教育で必要とされる多くの教育・知識基盤が、他の専門職、例えば、アーカイブズ学・博物館学・記録管理学の領域を含むことが明らかになっている。さらには、教育プログラムの知識基盤において地域固有の先住民問題(indigenous matters)が欠落してきたことも指摘しておく必要がある。

IFLA教育研修分科会(Education and Training Section:SET)では、常任委員会(Standing Committee)に、ガイドラインの改訂に責任をもつ小委員会を任命した。そのメンバーは、Gillian Hallam教授、S.B. Ghosh教授、Kerry Smith准教授である。改訂版を以下に記す。

[執筆代表] Kerry Smith 准教授: FALIA (オーストラリア図書館情報協会フェロー)、IFLA SET ガイドライン小委員会委員長、2012年7月

目的

達成目標

このガイドラインの目的は、世界中の図書館情報学教育機関(ライブラリー・スクール)に対し、一連の望ましい実践の指針を提供し、教育プログラムを開始したり運営したりする際に利用されることである。このガイドラインは、教育プログラムの見直しと改善だけでなく、新しいプログラムを計画し、また比較するための実用的なツールとして利用できる枠組みを提供するものである。このガイドラインは、図書館情報サービス部門の新しい教育プログラムを計画する際にも用い

られることが期待される。

よく知られるように、国によっては順守されるべき広範な教育基準があり、この分野の専門職団体が、特に認証評価を行うために、LISスクールにとって守るべき教育ポリシーを定めている。このガイドラインの原則(principles)が、そのような国レベルの認証評価要件の基盤となることを期待したい。

ガイドライン

G1. 大きな枠組み

達成目標

図書館情報学教育プログラムの中身と組織における地位づけは、国内の他の職業・専門教育プログラムと同等である必要がある。専門職を養成するためには、教育プログラムが学位授与機関に置かれる必要があり、高等教育(大学)レベルが妥当である。図書館情報学教育プログラムは、他の教育プログラムと同じ基準に基づいて、博士レベルの研究課程を提供する資格をもつべきである。

原則

使命 図書館情報学教育プログラムの使命は、一般公開された公式文書に明記する必要がある。プログラムの使命においては、政治的・社会的・経済的・実務的視点でその目的が述べられるべきだが、それは当該専門職における偏見のない価値観と合致している必要がある。使命は、サービス対象集団を同定し、国ごとのニーズに対応するものであり、独立・自立した機関でない限り、親機関の価値観と一致すべきである。図書館情報学教育プログラムは、関連する専門職と学問分野について認識されている事柄をはっきりと示す必要がある。

目的と達成目標 図書館情報学教育プログラムでは、その目的(goals)を明記し、目的から派生する具体的な達成目標(objectives)を掲げるべきである。その中で、プログラムの根本原理・原則・方法、専門分野、提供される養成レベル、教育・サービス・研究上の価値観、社会

で認識されている図書館情報サービスの役割についても触れるべきである。目的と達成目標は、しかるべき公式の機関から出される教育ポリシーと一致させる必要があり、また親機関や国から学生・卒業生の学習成果・能力として求められている資質を満たす必要がある。

計画と評価 図書館情報学教育プログラムでは、計画・評価の過程を明確にし、それらを定期的に行っていくべきである。そうした過程では、図書館情報学分野やそれを含む上位社会において今後予測される変化を踏まえつつ、ポリシーや手順が絶えず見直される必要がある。教員、職員、学生を計画・評価の活動に関わらせるとともに、設置機関や実務家にも意見を求めるべきである。教育プログラムは、その国で規範とされる教育要件や専門職認証評価要件を満たしていなければならない。

G2. カリキュラムの要素

達成目標

コア・カリキュラムでは、以下に挙げる要素が重要である。

- 過去の取り組みのうち、デジタル環境での取り組みに繋がるものを含めること
- カリキュラムの中に地域固有の先住民の知識と方法を組み込むこと

原則

図書館情報学カリキュラムのコア要素は以下のとおりである。

1. 情報環境・社会が世の中に及ぼす影響、情報ポリシー・倫理、図書館情報学の歴史
2. 情報の生成、伝達、利用
3. 情報ニーズの評価とそれに対応するサービス計画
4. 情報の伝達過程
5. 情報資源管理、これには情報の組織化・処理・検索・資料保存・修復が含まれ、表現形式や媒体も多様である
6. 情報の研究、分析、解釈
7. 図書館情報学分野のあらゆる成果とサービ

スに対して情報通信技術を応用すること

8. ナレッジマネジメント
9. 情報機関の運営
10. 情報と図書館利用の成果に対する量的・質的評価
11. 地域固有の先住民の知識パラダイムを認識すること

上記の要素すべてについて述べることは、この文書の範囲を超えている。しかし、コア要素 11 番目の地域固有の先住民の知識パラダイムについては、以下の指針を示す。

11. 地域固有の先住民の知識パラダイムを認識すること。その範囲は以下を含む。

- 地域固有の先住民の知識の重要性、多様性、構造についての理解
- 地域固有の先住民の [思考] 過程・信条・言語が、先住民の知識の枠組みに内在していることの影響
- 地域固有の先住民の図書館利用者が必要とする情報資源やサービスについて調べる際、そうした人びとに合った調査方法を用いることが重要である点

これらの特徴は、その価値観を知ることによってさらに理解が深まるであろう。地域固有の先住民にはそれぞれ共通点もあるが、大きな違いもある。そのため、それぞれの先住民社会 (indigenous community) は、自分たち独自の価値観やテーマをもっている (自身の文化構造から派生する言語で表現される)。一方、先住民に共通する中核となる価値観やテーマとしては、伝統・保護・正統性・革新・敬意・言語の問題がある (Lilley, 2012)。

G3. カリキュラム

達成目標

図書館情報学カリキュラムは、プログラムの目的や達成目標に基づいて、統合された一連のコースやその他の教育的経験から構成されるべきであり、図書館情報学分野における研究や実践の理論

的枠組みを学生に提供すべきである。専門的な能力を修得し実践する機会も、教育プログラムの一環として必要である。専門分野で関心をもたれている事柄への認識が、そのプログラムに行きわたっていることが望ましい。

原則

公式文書 カリキュラムは、図書館情報学教育プログラムにおける各科目の目的・履修条件、内容、学習成果、評価方法を示すような、一般に入手できる公式文書である必要がある。

一般教育の範囲 幅広い一般教育（他の学問分野の主題）は、図書館情報学の専門家を養成する総合的教育プログラムの重要な構成要素であるが、学生はそうした一般教育を幅広く修得すべきである。

コアとなる図書館情報学の学習課題 政府や専門職団体が公表している教育ポリシーには重要な知識や技能が示されており、図書館情報学教育プログラムはそうした教育ポリシーに沿うべきである。

実習科目、インターンシップ、フィールドワーク

図書館情報学教育プログラムを通じて、専門的な理論とそれが現場でいかに応用されるかという相互作用を、学生に対して実践的に理解させる必要がある。高い学習成果を求める場合は、理論を応用した事例調査や図書館現場での活動プロジェクトを含めてもよい。

汎用性の高い技能 教育や成績評価を計画する際は、学生の対人コミュニケーションスキルや、チームで協働する能力、時間とタスクを管理する能力について、伸ばしたり高めたりする配慮が必要である。専門的なレベルでは、学生の分析力や問題解決能力を伸ばすことに重点を置くべきである。

教え方 遠隔学習やオンライン学習の方法が用いられる場合、カリキュラムの内容と教育の質

は、通学課程で体験される内容と同等である必要がある。こうした方法を提供する際は、技術的な要件を学生向け文書に明記しなければならない。

継続教育 実務に従事する図書館員や情報専門家にとって有益なワークショップや講習会を実施すべきである。それを通じて、図書館員や情報専門家は変化する社会の中で能力を保持することができるし、また教育者が現場の課題や動向を認識し続けることもできる。実施の際は他機関と提携を図ってもよい。

カリキュラムの定期的見直し 正式なカリキュラムの見直しは定期的に行い、次の見直しは、遅くとも2017年までに行うのが望ましい。見直しの際は設置機関・実務者・専門職団体、さらには学生・教員からの意見を入れるべきであり、IFLAの標準に関する委員会(Standards Committee)の監督を受けることになる。

G4. 教職員

達成目標

図書館情報学教育プログラムに携わる教職員は、親機関の同列の部門で与えられる地位と権限を同様に有するべきである。教育職や研究職は、教員に求められる学術的・専門的資格や管理能力、リーダーシップ適性を備えていることが望ましい。

原則

教員 教員（教育職）の数は、図書館情報学教育プログラムの達成目標をかなえるように十分に配置される必要がある。専任教員の資質として、所定の教育分野における高い研究能力や、情報技術に堪能であること、効率的に教育を進められること、持続した研究業績、適切な専門職団体に積極的に参加することが望まれる。専門的な科目を担当する教員には、他の学問分野において大学教員に求められるのと同様に、研究業績を持続的に発表することが求められる。

プログラムの主任 図書館情報学教育プログラムの主任は、親機関の同列の部門で与えられる地位と権限を同様に有するべきである。プログラムの主任は、教員に求められる学術的・専門的資格や管理能力、リーダーシップ適性を備えていることが望ましい。

教員の任命・審査・昇進 図書館情報学教育プログラムでは、専任教員の任命・審査・昇進について、同列の部門で作成されるのと同様のポリシーや基準を持つべきである。すべての専任教員が、世間に認知された学術機関で関連分野の学位を取得している必要がある。教員（教育職）の継続教育や専門性向上について明確にポリシーを文書化し、また科目内容や教授法が時に適い妥当であるかどうかの検証についても、同様に明確にするべきである。

非常勤教員 非常勤教員は適切な資格を持ち、専任教員の教育能力を補完しバランスを保つことが望ましい。非常勤教員からの貢献は、プログラム全体と調和している必要がある。

一般職員 教員以外（事務職・事務補佐・技術職）の職員は、同様の部門にいる人びとに相当する資格を持っていることが望ましい。職員の人数と職種は、教員の任務遂行を助けるのに適していなければならない。

助言 図書館情報学教育プログラムを担当する教員は、教育機関と現場との相互関係をさらに深めるために、図書館や情報機関に助言を提供する機会を持つべきである。

G5. 学生

達成目標

学生の選考は、明文化され一般公開された判定基準に基づいて行われる必要がある、そうした判定基準では学生の関心、才能、知的・教育的背景、多様性が考慮されるべきである。

原則

アカデミックポリシー 学生募集、入学者選考、経済的支援、クラス分け、その他学生のための教育的・事務的な規則は、図書館情報学教育プログラムや当該教育機関の全体的な使命・目的・達成目標と一致している必要があり、はっきりと非差別的でなければならない。アカデミックポリシーは図書館情報学教育プログラムの対象となる集団のニーズと価値観を反映するべきであり、一般公開することが求められる。

入学者選考 学生の選考は、明文化され一般公開された判定基準に基づいて行われる必要があり、そうした判定基準では学生の関心、才能、知的・教育的背景、さらには多様性が考慮されるべきである。入学基準は矛盾なく適用される必要がある。

学習プログラム 図書館情報学教育プログラムの使命・目的・達成目標に沿って、学生が自分のキャリア願望を満たす学習プログラムを立てられるように支援する必要がある。学生の到達度評価は、矛盾なく公平に行われるべきである。学生と卒業生からのプログラム評価は、定期的実施される必要がある。

履修要件 図書館情報学教育プログラムを履修し終えるための要件は、公式文書に明記し、学生や今後入学を見込まれる者が見ることのできるようにする必要がある。要件を満たした学生は、学習レベルにあわせて、学位、卒業証書、あるいは資格証明書を授与される。

G6. 支援

達成目標

図書館情報学教育プログラムは、多くの場合、親機関の大きな教育組織の一部であり、必然的に質の高い支援と施設の保証が求められる。

原則

運営と財務

図書館情報学教育プログラムに関わる管理職、

教員、職員は、その教育機関内外の関連する専門職や学問分野について認識し、かつ意思疎通を図るべきである。さらに教育プログラムは、その機関の運営組織計画の中に確固たる地位を占める必要がある。教育プログラムは、教育機関の目的や達成目標と知的一体性を保つ限りで、自律性を備えるべきである。

ガバナンス 意思決定は、明確に規定されかつ公開されているポリシーに基づく必要がある。ガバナンスに対して、教員、職員、学生、卒業生、設置主体が関与することを進めるべきである。重要な決定事項と活動内容は文書化することが望ましい。

経済的支援 図書館情報学教育プログラムは、十分な経済的支援のもとで、現場の期待に応え、また別の同様な教育プログラムとも遜色のない、図書館情報学の学習課程を発展・維持していくべきである。年間予算はプログラムの主任が管理し、財源規模は学生数、教員数、事務・補助職員数、教育資源、設備と関連させる必要がある。

G7. 教育資源と施設

達成目標

図書館情報学教育プログラムに用いられる教育資源と施設は、最新に保たれるとともに、深さ、質・量ともに十分に有され、教育プログラムで提供される科目内容や教員の研究活動を支えることが求められる。

原則

図書館資源 図書館資源は、図書館情報学教育プログラムにおける教育・研究的側面を支援するために、最新かつ適切に保たれ、学生と教員が利用できる必要がある。そこには、印刷や電子形態の出版物、教育や研究を支援する一連の書誌的ツールとオンラインツール、その他の適切なメディアが含まれる。別の機関で所蔵される情報資源へのアクセス手段も整えておくべきである。

情報技術資源 コンピュータのハードウェアやソフトウェア、マルチメディア資源は、学生や教職員が利用でき、授業や教員の研究活動の際に求められる利用水準を満たす必要がある。

インターネット資源 教員と学生が適切にインターネットにアクセスし、利用できることが求められる。教育・研究のためのインターネット利用に関するポリシーは、図書館員にとって情報の知的自由への関心が高い点に力点を置いて作成し、公表すべきである。

物理的な施設 図書館情報学教育プログラムの施設は、教員、職員、学生がその目標を達成するのに十分な空間を提供すべきである。

<参照>

- Australian Library and Information Association (ALIA) see:
<http://www.alia.org.au/education/courses/accreditation.html> and
<http://www.alia.org.au/education/courses/criteria.html>
- Chartered Institute of Library & Information Professionals (CILIP) (formerly the Library Association (UK)) see:
<http://www.cilip.org.uk/jobs-careers/qualifications/accreditation/Pages/default.aspx>
- Lilley, A.S. (2012). Introducing "Awareness of Indigenous Knowledge Paradigms" *IFLA core elements*. Available from: s.c.lilley@massey.ac.nz
- Medical Library Association (US), see:
<http://www.mlanet.org/education/policy/>
- Special Libraries Association (US), see:
<http://www.sla.org/content/learn/members/competencies/index.cfm>

(2013.5.8 受理)